

国選本部ニュース

2021.6 No. 31

編集責任:国選弁護本部

逮捕段階の当番弁護士派遣要請率の上昇に向けた取組

国選弁護本部委員 長沼 正敏 (埼玉弁護士会)

2022年10月1日、全国の弁護士会で当番弁護士制度が実施されて30周年を迎えます。

2018年6月に勾留事件全件の被疑者国選弁護が実現した現在においても、逮捕直後(勾留決定前)に、黙秘助言や被疑者の不必要な身体拘束からの解放活動を始め、被疑者の防御権を保障する弁護人の活動が求められています。

残念ながら逮捕段階の公的弁護制度はまだまだ実現しておらず、現在実施されている被疑者国選は勾留決定後の選任です。しかし、弁護士の知り合いのいない被疑者であっても、逮捕直後(勾留決定前)に初回接見無料の当番弁護士を要請すれば、その段階で私選弁護人を、資力がない場合は、勾留前に刑事被疑者弁護援助制度を利用して、勾留後は被疑者国選弁護人を選任し、弁護を受けることができます。当番弁護士の活動により逮捕段階の弁護活動の必要性を立法機関に理解させることが、逮捕段階の公的弁護制度の実現につながっていきます。

逮捕段階の当番弁護士派遣要請率の全国平均(「逮捕中の要請数」/「逮捕件数(推計値)」で算出)は、表のとおり、2016年25.2%(33,066/131,134)、2017年28.4%(35,987/126,739)、2018年29.0%(36,012/124,039)、2019年28.6%(34,130/119,201)と徐々に数値を伸ばしてはいますが、いまだに全国平均30%を切っている状況です。地域差も顕著です。ちなみに、被疑者国選弁護人選任率の全国平均(「国選選任数」/「勾留決定数」で算出)は、被疑者国選弁護拡大後の2019年では81.2%(78,301/96,378)に達しています。

ところで、2016年12月施行の刑事訴訟法等の一部を改正する法律によって、司法警察員は、被疑者を逮捕したとき(弁解録取時)に「弁護人を選任することができる旨を告げるに当たっては、被疑者に対し、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示」することが義務付けられました(刑訴法第203条第3項)。しかし、表の示す要請率からは、施行後も司法警察員が弁解録取時に当番弁護士の告知をしていない実態がうかがえます。

そこで、当本部は、逮捕段階の当番弁護士派遣要請率を上昇させるための方策を検討するチームを立ち上げました。直近では、弁護士会へ都道府県警察との協議を要請しました。今後、弁護士会の取組により、逮捕段階の当番弁護士派遣要請率が上昇することが期待されます。

当番弁護士担当日はできるだけ期日等の予定をいれず、要請がありましたら速やかに接見して、国選弁護人又は私選弁護人として引き続き受任していただき、被疑者の防御権の保障に尽力していただきたいと思います。弁護士会には各々の事情があると思いますが、速やかな接見ができる態勢を整備していただくようお願いします。なお、黙秘助言や被疑者の不必要な身体拘束解放活動に当たっては、eラーニング講座も参考にしてください。

もちろん、警察本部に要請しても一筋縄ではいか

表 当番弁護士派遣要請率 (国選弁護本部調べ)

A: 会内検用資料「各種統計資料」表4(当番弁護士申込者による連絡の時期(年間総数))中、逮捕中に要請のあった件数
B: 検察統計表39(最高検、高検及び地検) 既済となった事件の被疑者の逮捕及び逮捕後の措置別人員)中、「逮捕総数」から「逮捕されないもの」を減じた数に、司法統計の勾留件数と検察統計の勾留件数との比率(2016年、2017年及び2019年は1.07倍、2018年は1.06倍)を乗じた件数(推計値)
※検察統計の逮捕総数には交通事故事案が含まれておらず、これを含まれた司法統計の勾留件数との比率を算出して、交通事故事案を含めた逮捕件数に近い数値を算出するため。

2016年			2017年			2018年			2019年		
全国	A	B	全国	A	B	全国	A	B	全国	A	B
	33,066	131,134	35,987	126,739	36,012	124,039	34,130	119,201			
		25.2%		28.4%		29.0%		28.6%			
1 栃木県	950	1,088	302	472	297	377	497	715	68.6%	68.6%	68.6%
2 埼玉県	244	453	173	298	431	702	970	1,480	68.9%	68.9%	68.9%
3 千葉県	161	306	109	1,734	919	1,501	202	327	62.9%	62.9%	62.9%
4 茨城県	312	654	171	3,100	232	425	221	379	58.3%	58.3%	58.3%
5 東京都	1,427	2,995	348	689	1,702	3,080	296	515	57.4%	57.4%	57.4%
6 神奈川県	338	712	142	2,987	179	390	216	352	55.9%	55.9%	55.9%
7 新潟県	312	3,007	307	667	260	469	153	275	55.5%	55.5%	55.5%
8 石川県	756	1,980	341	746	317	599	350	629	55.2%	55.2%	55.2%
9 富山県	1,189	3,316	849	1,942	870	1,858	560	716	56.3%	56.3%	56.3%
10 山梨県	721	2,081	248	574	925	721	61	347	48.4%	48.4%	48.4%
11 岐阜県	174	526	172	427	870	1,858	360	716	56.3%	56.3%	56.3%
12 静岡県	7,253	28,558	795	1,958	925	721	61	347	48.4%	48.4%	48.4%
13 愛知県	1,970	6,287	173	473	180	412	863	1,924	45.8%	45.8%	45.8%
14 三重県	493	1,290	122	3,121	492	1,783	226	323	43.2%	43.2%	43.2%
15 滋賀県	1,876	6,092	204	5,823	1,138	3,018	2,299	5,346	43.0%	43.0%	43.0%
16 福井県	1,074	3,709	175	510	2,065	3,583	947	829	41.9%	41.9%	41.9%
17 山梨県	150	534	175	510	2,065	3,583	947	829	41.9%	41.9%	41.9%
18 長野県	169	603	244	722	265	752	171	412	41.5%	41.5%	41.5%
19 岐阜県	319	1,146	239	888	1,156	3,368	1,179	3,942	35.3%	35.3%	35.3%
20 静岡県	217	789	533	1,624	751	2,969	247	701	35.2%	35.2%	35.2%
21 東京都	111	423	1,060	3,375	348	1,054	287	838	32.0%	32.0%	32.0%
22 埼玉県	196	723	1,341	5,879	282	896	6,609	21,370	30.9%	30.9%	30.9%
23 千葉県	253	1,009	211	708	349	1,133	426	1,395	30.5%	30.5%	30.5%
24 茨城県	270	1,079	113	397	229	749	118	388	30.4%	30.4%	30.4%
25 東京都	352	1,035	352	1,191	449	1,481	337	1,146	29.4%	29.4%	29.4%
26 大分県	145	828	254	895	553	1,842	1,615	5,668	28.5%	28.5%	28.5%
27 兵庫県	1,535	7,093	240	825	1,655	5,678	1,522	5,339	28.2%	28.2%	28.2%
28 福井県	252	1,315	508	2,153	226	846	270	1,042	25.5%	25.5%	25.5%
29 徳島県	240	1,039	347	1,410	314	1,176	285	1,503	25.6%	25.6%	25.6%
30 鳥取県	32	381	1,843	7,870	1,574	6,321	174	681	25.0%	25.0%	25.0%
31 鳥取県	273	993	1,813	6,742	1,245	7,653	337	1,324	25.5%	25.5%	25.5%
32 奈良県	328	1,580	273	1,165	155	642	1,815	7,144	25.4%	25.4%	25.4%
33 山形県	187	681	258	1,180	96	404	1,362	5,202	24.8%	24.8%	24.8%
34 岩手県	129	657	212	962	324	1,450	437	1,838	23.3%	23.3%	23.3%
35 福井県	1,353	7,625	119	590	221	1,117	123	545	22.9%	22.9%	22.9%
36 香川県	198	1,064	226	1,121	206	1,025	217	1,014	21.6%	21.6%	21.6%
37 大分県	2,049	11,614	224	1,115	217	1,095	178	875	21.5%	21.5%	21.5%
38 徳島県	376	2,137	1,392	6,988	181	670	238	1,362	21.6%	21.6%	21.6%
39 山口県	194	1,122	161	822	97	500	128	619	20.6%	20.6%	20.6%
40 徳島県	224	1,357	2,119	10,988	100	525	111	557	19.9%	19.9%	19.9%
41 高知県	118	715	94	585	2,018	10,846	180	970	19.8%	19.8%	19.8%
42 宮崎県	136	865	207	1,179	143	813	163	962	19.2%	19.2%	19.2%
43 埼玉県	1,160	7,382	93	560	97	538	103	629	16.4%	16.4%	16.4%
44 山梨県	77	495	104	628	169	1,039	118	724	16.3%	16.3%	16.3%
45 熊本県	277	1,151	78	503	1,112	6,886	1,669	10,530	15.8%	15.8%	15.8%
46 青森県	68	592	173	1,120	88	561	58	562	15.7%	15.7%	15.7%
47 茨城県	275	2,501	1,406	9,202	426	9,381	426	9,381	15.2%	15.2%	15.2%
48 愛知県	987	9,074	135	1,038	159	1,085	242	9,446	14.8%	14.8%	14.8%
49 愛媛県	131	1,231	246	2,641	316	2,490	242	2,167	11.2%	11.2%	11.2%
50 群馬県	182	2,483	155	2,397	212	2,244	145	2,152	6.7%	6.7%	6.7%

ず、「当番弁護士」の文言が刑訴法に規定されていないから対応しないという回答も見込まれます。現在の教示文言は、「1 あなたは、弁護人を選任することができます。2 あなたに弁護人がない場合に自らの費用で弁護人を選任したいときは、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して申し出ることができます。その申出は、司法警察員(送致された場合は検察官)か、あなたが留置されている施設の責任者(刑事施設の長若しくは留置業務管理者)又は

その代理者に対してすることができます。3 あなたが、弁護人又は弁護人となろうとする弁護士と接見したいことを申し出れば、直ちにその旨をこれらの者に連絡します。」というものです。

当本部は、改正刑訴法附則第9条第2項対応ワーキンググループと連携し教示文言の見直しに取り組むとともに、逮捕されるかもしれない市民に向けた当番弁護士制度の広報についても検討してまいります。

9月10日、広島、国選シンポへ!

第15回国選弁護シンポジウム実行委員会事務局長 久保 豊年(広島弁護士会)

弁解録取という手続があります。これは捜査官に被疑者の弁解を聴いて逮捕要件について再考する機会を付与するという一見素晴らしい制度のようですが、実務上再考される例は皆無で、事実上初回取調べという様相を呈することが多いです。この「取調べ前に国選弁護人による接見を!」は極めて重要なことです。本年9月10日に広島で開催される第15回国選弁護シンポジウムでは、逮捕段階の国選弁護制度、接見交通権最前線、そして最近脚光を浴びつつある取

調べ立会いへの展望を扱います。オンラインで誰でも視聴できるようにしますので、多くの方のご参加をお待ちしています。また、これに先立つ6月30日(水)午後1時半から3時半まで、広島にて、電子機器を利用した接見というテーマに絞ったプレシンポジウムを開催します。こちらもオンライン開催します。参加用URLは後日広島弁護士会のホームページに掲載しますので、ぜひ奮ってご参加ください。